

## 第 49 号議案

豊川市体育施設条例の一部改正について

豊川市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 26 年 6 月 5 日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市体育施設条例の一部を改正する条例

豊川市体育施設条例（昭和 32 年豊川市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表及び第 4 条第 1 号中「豊川地域文化広場庭球場」を「豊川市桜ヶ丘公園庭球場」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 中「豊川地域文化広場庭球場」を「豊川市桜ヶ丘公園庭球場」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 1 月 17 日から施行する。

---

理 由

この案を提出するのは、豊川地域文化広場庭球場について、施設の名称を変更するため必要があるからである。